

岩手大学における受託事業に係る間接経費の取扱細則

(平成17年1月20日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手大学受託事業取扱規則（以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、受託事業における間接経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(間接経費の額)

第2条 規則第6条第1項に規定する間接経費の額は、受託事業遂行のため必要となる直接経費の額の30%に相当する額とする。

(間接経費の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができるものとする。

- 一 委託者が国（地方公共団体又は独立行政法人等で、国からの補助金等を受け、その再委託により事業を委託することが明瞭な場合を含む。以下同じ。）である場合
- 二 委託者が地方公共団体又は独立行政法人等で、当該受託事業に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進及び地域振興の推進に著しく寄与するものと期待されるものであると岩手大学長（以下「学長」という。）が認める場合
- 三 委託者が前2号に規定するもの以外の場合で、当該受託事業が岩手大学（以下「本学」という。）における教育研究及び地域振興の推進に極めて有意義であると学長が認める場合
- 四 委託者側の事情により間接経費の額が直接経費の30%に相当する額と異なる額となると学長が認める場合

(間接経費の用途)

第4条 間接経費は、受託事業遂行に関連して本学において間接的に必要となる管理的経費に使用する。

附 則

この細則は、平成17年1月20日から施行する。